

都市計画道路区域内における新たな建築制限緩和策

平成28年4月1日から、都市計画道路の区域内において、右に示す基準で建築制限の緩和を実施しています。

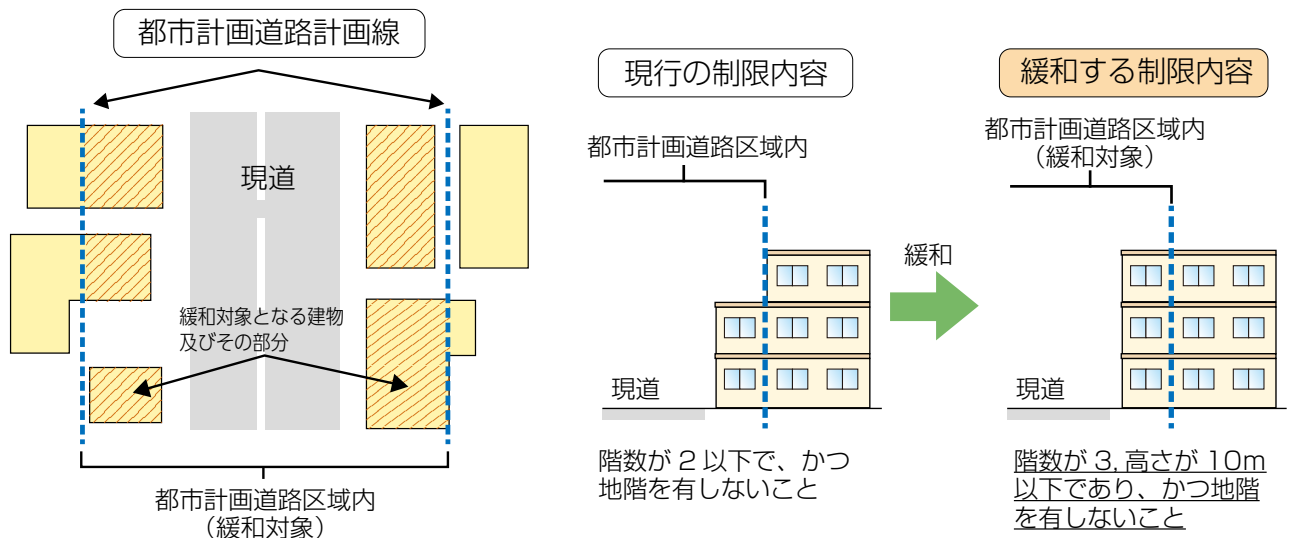
◇建築制限緩和の対象：都市計画道路の未着手の区間

適用基準

当該建築物が、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し又は除却することができるものであること。

- 1 市街地開発事業（区画整理・再開発など）等の支障にならないこと。
- 2 階数が3、高さが10m以下であり、かつ地階を有しないこと。
- 3 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 4 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

建築制限の緩和のイメージ図

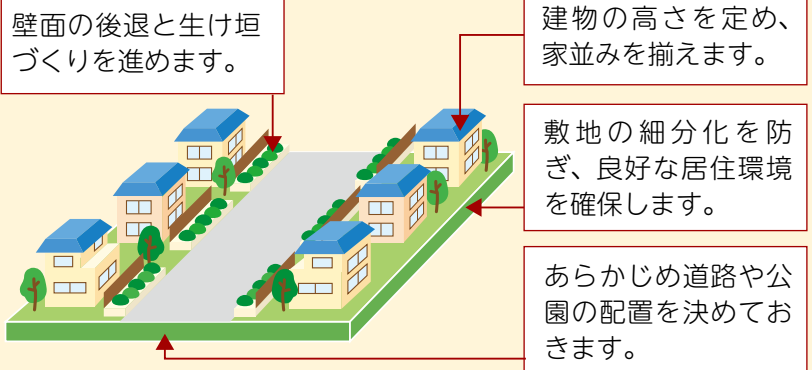


住民発意のまちづくり

地区計画

地区の特性に応じたきめ細かい街づくりのルールを定めるものです。計画の段階から地区住民等の意向を反映させる、住民参加の街づくりを目指す手法です。

●地区計画制度の活用事例



住民発意の街づくりの推進・支援



調布市では、「調布市ほっとするふるさとをはぐむ街づくり条例」にもとづき、住民発意による街づくりを推進しています。住民の皆さんが街づくりを検討するための支援を行うとともに、検討内容を「街づくり提案」として市に提出するための支援や、「街づくり協定」などの街なみルールを定めるための支援を行います。また、そうした取組みを都市計画制度等によって担保できるよう支援いたします。

住民の皆さんによる話し合いの場が一定の要件を満たす場合、市が「街づくり準備会」「街づくり協議会」として認定し、活動費用の助成や専門家の派遣等の支援を行います。

※詳細は都市計画課（TEL:042-481-7444）までお願いします。

平成28年10月発行

調布市 都市整備部 街づくり事業課 事業計画係
TEL: 042-481-7587 FAX: 042-481-6800
E-MAIL: tokeido@w2.city.chofu.tokyo.jp

登録番号
(刊行物番号)

2016-97